

中間前金払制度について

平成22年2月1日

1 中間前金払制度とは

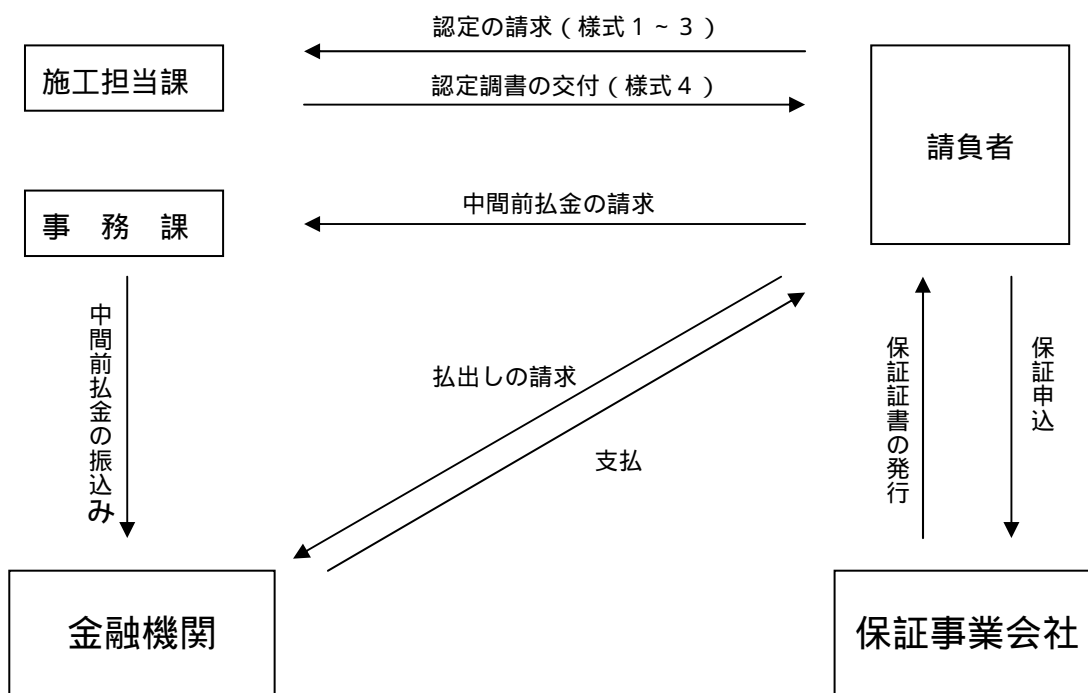
中間前金払制度とは、当初の前払金（請負代金額の4割）に加え、一定の要件を満たしている場合に、工期の半ばで更に2割の前金払を行うことができる制度です。

2 中間前払金の支払条件

中間前払金は、既に前払金の支払を受けている場合で、次の条件をすべて満たしているときに支払います。

- (1) 請負代金額が1,000万円以上であること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 中間前金払の手続きの流れ



(1) 請負者は、中間前金払認定請求書(様式1)に工事履行報告書(様式2)及び実施工程表(様式3)を添付して、当該工事の施工担当課へ提出し、中間前払金に係る認定の請求を行ってください。

工事履行報告書に記載された進捗率の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提出を求めるともあります。

(2) 工事施工担当課は、認定請求書を受理し、要件を確認したうえで中間前金払認定調書(様式4)を請負者に交付します。

(3) 請負者は、中間前金払認定調書を添えて保証事業会社に中間前払金保証の申込みをしてください。

(4) 請負者に対し、保証事業会社から保証証書が発行されます。

(5) 請負者は請求書に保証証書を添えて事務課に提出してください。

(6) 備南水道企業団から中間前払金が前払金専用口座に振り込まれます。

4 対象工事

平成22年2月1日以降に公告又は指名通知した工事が対象となります。

(測量、建設コンサルタント業務等は対象となりません。)

問い合わせ先 備南水道企業団事務課 086-426-3671 FAX 086-435-2562
--